

## 「新しい公共」推進会議での意見書

(社福)大阪ボランティア協会 常務理事 早瀬 昇  
(特活)国際協力NGOセンター 事務局長 山口 誠史  
CSOネットワーク 共同事業責任者 黒田かをり

私たち3委員で意見交換した結果、以下のような意見をまとめました。

### 1. 「新しい公共」に係る政策の推進と評価プロセスの実現

#### < 要点 >

##### 23年度税制改正について

12月16日に発表された政府税制調査会・市民公益税制PT報告書は、「新しい公共」活動の活発化を進める上で歴史的意義があると高く評価します。ただし、以下の点について、前回推進会議で指摘した問題点に加え、市民の社会活動を過剰に抑制する点でも深刻な問題をはらんでおり、重ねて改善を求めます。

#### ・「仮認定」の取り消しを受けた法人に関わる役員等の欠格事由について

PT報告書(p9)では「制度の濫用防止の観点から、認定(「仮認定」を含む。)の取り消しを受けたNPO法人の役員・社員であった者が関与している別のNPO法人については、その取消しのあった日から5年間は、「仮認定」を認めないこととする。

(注)本認定においても、同様の認定要件における役員等の欠格事由とする」としてありますが、本要件に関しては認定(仮認定を含む)の取り消しを受けたNPO法人の“役員”に限定し、「認定(仮認定を含む)の取り消しを受けたNPO法人の役員は、その取消しのあった日から5年間は、認定NPO法人の役員となることはできない」とする役員等の欠格事由に限定すべきだと考えます。また、この欠格事由は、改善命令等の措置を行ってから、それでも改善されない場合において認定を取消す措置とすべきです。社員についての本規定は、特に削除すべきです。

#### < 解説 >

##### 23年度税制改正について

#### ・「仮認定」の取り消しを受けた法人に関わる役員等の欠格事由について

PT報告書(p9)では「制度の濫用防止の観点から、認定(「仮認定」を含む。)の取り消しを受けたNPO法人の役員・社員であった者が関与している別のNPO法人については、その取消しのあった日から5年間は、「仮認定」を認めないこととする。

(注) 本認定においても、同様の認定要件における役員等の欠格事由とする」として  
いる点について。

前回推進会議では、NPO法で、法人の社員（いわゆる「正会員」）の加入脱退の  
自由を認めており、かつその社員の個人情報詳しく把握することが困難ななか、表  
記の欠陥事由を課すことは、組織運営に著しい混乱を招き、NPO法人の社員拡大を  
阻害するなど問題が多いと指摘し、社員についての規定の削除を求めました。

これに対し、前回の推進会議では、組織の最高意思決定機関である総会の議決に関  
わる立場である以上、社員に一定の責任が課せられるのは仕方ないのではないかと  
の意見がありました。

しかし、最高議決機関での議決に関わるという点では株式会社の株主も同様です。  
そこで、今回の規定を株式会社にあてはめれば、不祥事を起こし入札参加停止の処分  
が課せられた企業の株主であった者が、他の企業の株主になれば、その企業も入札参  
加を停止される、といったこととなります。このような仕組みはまったく不当だと考  
えますので、重ねて本件での社員についての規定の削除を求めます。

### 3. あらたな取組

#### (1) 「新しい公共」の担い手としての企業のあり方

##### < 要点 >

###### 企業の情報開示のあり方

有価証券取引書などにおいて、非財務情報（環境、社会、ガバナンス）の開示を進め  
ることを検討する。

##### < 解説 >

###### 企業の情報開示のあり方

ヨーロッパでは、経済危機後に NGO や投資家が企業に非財務情報（環境、社会、ガ  
バナンス）の開示を要求する動きが活発となり、それに応じて欧州委員会などにお  
いても非財務情報の開示方法や、ビジネス戦略と CSR の統合の議論等が  
行われている。日本においても同様の議論を検討すべきと考える。

#### (2) 「新しい公共」のモデルとなる取組の紹介とスケール・アウトするための方策

##### < 要点 >

###### 学校教育における「ボランティア教育」「開発教育」の推進と「ボランティア国際年+ 10」の活用

学校教育の中で「ボランティア教育」や「開発教育」などを明確に位置づけ、推進す

ることは重要である。

前回の推進会議で提案した通り、今年国連が決めた「ボランティア国際年+10」であり、社会の役に立つボランティアを広く認知し応援する最も適した年である。学校と、市民セクター、行政、企業、一般市民が協力して、「新しい公共」を目指す社会の実現に向けて、ボランティア精神を育み、実際に支援を必要としている全ての人々に手を差し伸べる行為に踏み出すよう、「新しい公共」推進会議が支援することを提案する。

## < 背景 >

### 学校教育における「ボランティア教育」「開発教育」の推進と「ボランティア国際年+10」の活用

1月15、16日に行われた大学入試センター試験が、NPO/NGOの間で話題になっている。現代社会で出題された6問のうち、第2問では世界の貧困削減を目指す国連ミレニアム開発目標(MDGs)が、第3問では地域での助け合いの重要性が取り上げられた。

特に第3問では、「現在の日本が抱えている問題として、(中略)地域の中の支え合いや助け合いが成り立ちにくくなってきていることが挙げられる」と問題提起した後、子育てを例に、「NPO(非営利組織)の活動が注目されるようになった」と述べて、コミュニティ、行政機関、NPOが協力しつつ、「住民が自分の経験をいかして、地域の課題に積極的に関ることが望まれる」としている。これはまさしく「新しい公共」が目指している方向である。

大学入試センター試験は、科目によって必ずしも全ての受験生が受けるわけではないが、多くの受験生が「助け合い社会」及び「貧困削減に向けた国際的協力」について考えた意義は大きい。センター試験でこれらのテーマが取り上げられた背景には、高校において学ばなければならない重要な課題であったからである。

高校生だけでなく、日本の将来を担う子どもたちが、他人に対する思いやりを持ち、個人として自立しつつ積極的に社会に関わろうとする気持ちを育むことを、学校教育の場で学ぶことは極めてたいせつである。さらには日本の中だけに留まるのではなく、世界の貧困や地球環境問題など国際的視野をもって考える意識を持つことも、国際社会の中で日本がしかるべき役割を果たし尊敬をもって受け入れられる国になっていくためには重要である。

## < 要点 >

### 日系定住外国人の日本語学習等支援の充実

すでに、内閣府をはじめさまざまところで多文化共生推進、日系定住外国人施策

推進等の議論は行われているが、「新しい公共」の担い手の中に日系定住外国人をきちんと位置づけ、必要な法整備や施策を早急に講じるべきである。